スペシャルオリンピックス日本・青森　会則

使　　命

　スペシャルオリンピックスの使命は、知的障害のある人たちに年間を通じて、オリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供し、参加したアスリートが健康を増進し、勇気をふるい、喜びを感じ、家族や他のアスリートそして地域の人々と、才能や技能そして友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

第１章　　総　　則

第１条　（名称）
本会は、「スペシャルオリンピックス日本・青森」と称する。ただし、「ＳＯ日本・青森」または「ＳＯＮ・青森」と略称することができる。

第２条　（事務所）
本会は、主たる事務所を下記に置く。
　　十和田市西二十一番町２１－３７－７　（事務局長　清水目明美　自宅）

第３条　（組織）
１．本会は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「ＳＯＮ」）の認証に基づき、ＳＯＮ定款第２章（目的及び事業）の定め、及び本会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。
２．本会はＳＯＮ傘下の組織とし、その設立と運営はＳＯＮと本会が締結する協定書に基づくものとする。

第４条　（目的）
本会は知的障害のある人達（以下、「アスリート」という）とコーチ、ボランティアほか一般市民が、日常のスポーツトレーニングや競技会、大会またはレクリエーションプログラムを通して共に成長しながら、アスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。

第５条　（事業）
本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）アスリート、コーチ、ボランティアへの参加の呼びかけ及び会員相互の交流
（２）アスリートのための各種スポーツ及びレクリエーションプログラムの企画と実践
（３）コーチの養成と指導法の研究
（４）スペシャルオリンピックス精神の普及と広報
（５）競技会、大会の実施と参加
（６）本会の活動に必要な資金を得るための募金活動と収益活動
（７）その他、本会の目的達成に必要な活動

第２章　　会　　員

第６条　（会員）
本会の会員区分は、正会員、賛助会員、登録会員とする。

第７条　（入会手続き）
本会の趣旨に賛同し、入会を希望する場合は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第８条　（会費及び賛助金）
１．正会員は本会の組織運営に携わるため以下の入会金と年会費を納めることとする。
（１）入会金　　5,000 円
（２）年会費　　5,000 円
２．賛助会員は本会の運営を支えるため、以下の賛助金を納めるものとする。
（１）個人賛助金　年額１口　3,000 円で１口以上
（２）企業・団体賛助金　年額１口　10,000 円で１口以上
３．登録会員の会費は無償とする。ただし、保険は個人負担とする。
４．スポーツプログラムに参加する会員は、保険に加入するものとする。
５．会場使用料は個人負担とする。

第３章　　役　　員

第９条　（役員の種類）
１．本会に以下の役員を置く。
（１）評議員　　１０名以上２５名以内
（２）監　事　　２名
２．評議員のなかから、会長 1 名、副会長３名以内を定め、参与、会計責任者 1 名、事務局長 1 名、事務局次長、事務局補佐を置くものとする。

第１０条　（役員の選任）
１．評議員及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。
２．会長及び副会長は、評議員の互選とする。
３．会計責任者及び事務局長は、評議員会にて評議員のなかから選任する。
４．監事は、評議員又は本会の職員を兼ねることができない。

第１１条　（役員の職務）
１．会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３．評議員は、評議員会を構成し、本会則の定め及び評議員会の議決に基づき、本会の業務を遂行する。
４．事務局長は、評議員会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
５．会計責任者は、評議員会の議決に基づき、本会の予算、決算を処理する。
６．監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）評議員の業務執行の状況を監査すること。
（２）本会の財産の状況を監査すること。
（３）評議員の業務遂行の状況又は本会の財産の状況について、評議員に意見を述べ、もしくは評議員会の招集を請求すること。

第１２条　（役員の任期）
１．役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。
２．補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任又は現任者の任期の残存期間とする。
３．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第１３条　（欠員補充）
評議員又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第１４条　（解任）
役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第１５条　（役員の報酬等）
役員の報酬等については、ないものとする。

第１６条　（顧問・参与）
１．本会に、顧問、参与を若干名置くことができる。
２．顧問ならびに参与は、会長の推薦により、会長が委嘱する。
３．顧問ならびに参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第４章　総　会

第１７条　（種別）
本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

第１８条　（構成）
総会は、正会員をもって構成する。

第１９条　（権能）
総会は、以下の事項について議決する。
（１）活動予算案並びに決算の承認
（２）事業報告及び活動計画案
（３）会則の改正
（４）役員の選任又は解任
（５）年額一口の賛助金の額
（６）その他評議員会より付議された運営に関する重要事項

第２０条　（開催）
１．通常総会は、毎年１回開催する。
２．臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
（１）評議員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第２１条　（招集）
１．総会は、会長が招集する。
２．会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第２２条　（議長）
総会の議長は、会長（会長事故あるときは副会長）がこれにあたる。両者不在もしくは欠員のときは出席した会員のなかから選出する。

第２３条　（定足数）
総会は、会員総数の５分の１以上の出席（代理人及び委任状を含む）がなければ開会することができない。

第２４条　（議決）
総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第２５条　（議事録）
１．総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

第５章　　評議員会

第２６条（評議員会の構成）
評議員会は、評議員をもって構成する。

第２７条（評議員の権能）
評議員は、本会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）事務局の組織及び運営に関する事項
（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第２８条　（開催）
評議員会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）評議員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１１条第６項第３号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第２９条　（招集）
１．評議員会は、会長が招集する。
２．会長は、前条第２号及び第３号の規定による招集があったときは、その日から１４日以内に評議会を招集しなければならない。
３．評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、若しくは電磁的方法より少なくとも５日前に通知しなければならない。
４．会長が緊急の必要があると認めた場合においても、通知に関しては、書面、若しくは電磁的方法にて行うものとする。

第３０条　（議長）
評議員会の議長は会長（会長に事故ある時は副会長）がこれに当たる。両者不在若しくは欠員の時は出席した会員の中から選出する。

第３１条　（議決及び定足数）
１．評議員会の議事は、出席評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２．評議員会は在任評議員総数の２分の１の出席（書面表決者を含む）がなければ開会することが出来ない。

第３２条　（表決権等）
１．各評議員の表決権は、平等なるものとする。
２．やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面、若しくは電子メールをもって表決することができる。
３．前項の規定により表決した評議員は、前条第１項及び次条第１項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。
４．評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
５．会長又は評議員総数の３分の１以上が必要と認めたときは、少なくとも５日前までに通知された審議事項について郵送またはファックス送信の書面、若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

第３３条　（議事録）
１．評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面、若しくは電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること）。
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　　運営組織

第３４条　（運営委員会と専門委員会）
本会は、事業の円滑な運営を図るために、評議員会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

第３５条　（運営委員会の構成と開催）
１．運営委員会はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識あるものの中から会長が選任する運営委員によって構成される。
２．運営委員会は原則として毎月１回会長もしくは会長の指名する運営委員長が招集し、開催する。
３．運営委員会の構成は下記の通りである。
（１）会長
（２）副会長
（３）会計責任者
（４）事務局長
（５）各専門委員長もしくは各専門副委員長
（６）事務局スタッフ

第３６条　（機能）
運営委員会は会長が主催し、評議員会が委任した本会の日常業務を遂行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し評議員会に提案する。

第３７条　（専門委員会及び構成）
１．専門委員会は、原則として運営委員の中から会長が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。
２．専門委員会は専門委員長が任意に招集して開催する。
３．専門委員会の構成は別途細則に定めた通りとする。

第３８条　（事務局）
１．本会の事務を処理するために事務局を置く。
２．事務局には事務局長及び職員を若干名置くことができる。
３．事務局の組織及び運営に関する事項は、評議員会の議決を経て別に定める。
４．本会の運営を円滑に進めるために、弘前・青森・八戸にブランチ事務局を置く。

第７章　　資産及び会計

第３９条　（資産の構成）
本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）賛助金
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収入
（５）事業に伴う収入
（６）そのほかの収入

第４０条　（資産の管理）
本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第４１条　（会計の原則）
本会の会計は、ＳＯＮの定める地区組織会計基準に従って行うものとする。

第４２条　（事業計画及び予算）
本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第４３条　（事業報告及び決算）
１．本会の事業報告及び決算に関しては別途細則に定める書式にて毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、３ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。
２．決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第４４条　（事業年度）
本会の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

第８章　　解　　散

第４５条　（解散）
１．本会は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）会員の欠亡
（３）破産
（４）ＳＯＮからの認証の取り消し
２．前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

第４６条　（残余財産の帰属）
本会が解散（合併、破産又は法人化による解散は除く）したときに残存する財産は、ＳＯＮに譲渡するものとする。

第９章　　雑　　則

第４７条　（細則）
この会則の施行について必要な細則は、評議員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　　則

１　この会則は、本会の成立の日（２００４（平成１６）年１１月２０日）から施行する。
２　２０１４（平成２６）年４月２６日　　一部改正
３　２０１５（平成２７）年３月　８日　　一部改正
４　２０１６（平成２８）年２月２８日　　一部改正
５　２０１７（平成２９）年４月２２日　　一部改正
６　２０１８（平成３０）年４月１５日　　一部改正
７　２０１９（平成３１）年２月２３日　　一部改正
８　２０２０（令和　２）年３月　７日　　一部改正
９　２０２２（令和　４）年３月１８日　　一部改正

細　　則

１　本会の専門委員会とそれぞれの業務内容は、以下の通りとする。
（１）スポーツプログラム委員会
　①スポーツプログラムの企画立案・実施
　②コーチの育成研修の企画立案・実施
　③競技会の企画立案・実施
（２）ファミリー委員会
　①ファミリーのボランティア登録の呼びかけ
　②ファミリー同士のネットワークづくり
　③新入ファミリーの相談窓口
（３）広報委員会
　①ニュースレター「ONLY ONE」作成
　②ホームページの運営
　③その他広報活動
（４）医療安全委員会
　①プログラム運営についての助言
　②メディカルフォームのチェック